

令和4年第1回甲良町議会臨時会会議録

令和4年2月9日（水曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 承認第1号 専決処分につき、承認を求めることについて（令和3年度甲良町一般会計補正予算（第6号））
- 第4 議案第1号 甲良町課設置条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第2号 権利の放棄及び和解につき、議決を求めることについて
- 第6 議案第3号 訴えの提起につき、議決を求めることについて
- 第7 議案第4号 訴えの提起につき、議決を求めることについて
- 第8 議案第5号 令和3年度甲良町一般会計補正予算（第7号）
- 第9 議員派遣について
- 追加1－1 議長の辞職許可について
- 追加2－1 議長の選挙について
- 追加2－2 議席の変更について
- 追加3－1 副議長の辞職許可について
- 追加4－1 副議長の選挙について
- 追加5－1 常任委員会委員の選任について
- 追加6－1 議会改革調査・検討特別委員会委員の辞任について
- 追加7－1 議会改革調査・検討特別委員会委員の選任について
- 追加8－1 議会広報特別委員会委員の辞任について
- 追加8－2 議会広報特別委員会委員の辞任について
- 追加9－1 議会広報特別委員会委員の選任について
- 追加10－1 議会運営委員会委員の選任について
- 追加11－1 同意第1号 甲良町監査委員の選任につき、同意を求めることについて

◎会議に出席した議員（11名）

1番	小森正彦	2番	岡田隆行
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	阪東佐智男
7番	丸山恵二	8番	木村修
9番	建部孝夫	10番	西澤伸明

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長	野 瀬 喜久男	教 育 長	青 山 繁
総務課長	中 川 雅 博	教 育 次 長	福 原 猛
企画監理課長	熊 谷 裕 二	学校教育課課長	寺 田 喜 生
住民人権課長	宮 川 哲 郎	社会教育課参事	上 田 真 司
産 業 課 長	西 村 克 英	建設水道課長	村 岸 勉
総務課主幹	岩 瀬 龍 平		

◎議場に出席した事務局職員

事務局 長	橋 本 浩 美	書 記	山 脇 理 恵
-------	---------	-----	---------

(午前10時40分 開会)

○山田裕康議長 ただいまの出席議員数は11人です。

議員定足数に達していますので、令和4年第1回甲良町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番 岡田議員、3番 山田充議員を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

これより、町長の挨拶並びに提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 本日、令和4年第1回臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ、全員のご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、2月4日の議会全員協議会で、本町の財政運営が逼迫している状況を説明いたしました。かかる状況の下、令和4年度の当初予算編成において、歳出予算の削減作業を行っているところであります。今後、財政運営の健全化に向け、改善・改革の取組を進めてまいりますので、議員各位におかれましてもご提言等よろしくお願いいたします。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

承認第1号は、令和3年度甲良町一般会計補正予算(第6号)で、4,768万7,000円を増額いたし、総額44億2,778万6,000円とするものであります。令和3年12月21日に専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

議案第1号は、甲良町課設置条例の一部を改正する条例で、地方自治法の定めに沿って、町長の権限に属する内部組織を整理するものであります。

議案第2号は、権利の放棄及び和解につき、議決を求めることについてで、貸金等返還請求事件について地方自治法に基づく議会の議決を求めるもので

あります。

議案第3号、議案第4号は、訴えの提起につき、議決を求めることについて、貸付金の債権額請求について地方自治法に基づく議会の議決を求めるものであります。

議案第5号は、令和3年度甲良町一般会計補正予算(第7号)で、9,956万9,000円を増額いたし、総額を45億2,735万5,000円とするものであります。

主な内容といたしましては、歳入では、国庫支出金で子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金1億265万2,000円、町債で防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債310万円を追加いたし、国庫支出金で地方創生推進交付金600万円、繰入金で財政調整基金繰入金18万3,000円を減額するものであります。

歳出では、社会福祉費で非課税世帯の子育て世帯等臨時特別支援給付金1億40万円、農業費で県営犬上川地区土地改良事業負担金319万2,000円、消防費で甲良町行政区交付金197万5,000円を追加いたし、商工費で官民協働事業委託1,200万円を減額するものであります。

以上、簡単でございますが、本日提出させていただきました案件について、その概要を申し上げます。

何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○山田裕康議長　ここで、しばらく休憩します。

(午前10時45分　休憩)

(午前11時10分　再開)

○山田裕康議長　休憩前に引き続き再開します。

次に、日程第3　承認第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長　承認第1号　専決処分につき、承認を求めることについて(令和3年度甲良町一般会計補正予算(第6号))。

上記の議案を提出する。

令和4年2月9日。

甲良町長。

○山田裕康議長　本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長　裏面お願いします。専第12号　専決処分書。令和3年度甲良町一般会計補正予算(第6号)。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。
令和3年12月21日。

甲良町長。

ということで、補正予算書の裏面をお願いいたします。

令和3年度甲良町一般会計補正予算（第6号）です。

歳入歳出それぞれ4,768万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億2,778万6,000円にするものであります。

次のページをお願いします。第1表です。

歳入歳出予算補正で、歳入の部です。14款国庫支出金、補正額4,768万7,000円。歳入の合計が4,768万7,000円です。

次のページをお願いします。歳出の部です。3款民生費、補正額4,768万7,000円で、歳出合計は歳入合計と同額であります。

以上です。よろしくをお願いします。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この子育て世代の応援については、子どものいない世代、それから対象から外れる世代からの大変怨嗟の声、つまり恨み節が聞こえてきます。その点で、町長はじめ各課長も県、国に対しての要望をきちっと困ったときに困った方に、コロナで困った方に行き届くような制度設計をぜひしてほしいということを強くいろんな機会でご要望していただくことを改めて要望させていただきます。

そして、この議案については賛成させていただきます。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○山田裕康議長 ご着席願います。起立全員です。

よって、承認第1号は承認されました。

次に、日程第4 議案第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第1号 甲良町課設置条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和4年2月9日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 甲良町課設置条例の一部を改正する条例です。

まず、改正理由であります。町長は、その権限に属する事務を分掌させるために必要な内部組織を設けることができると、地方自治法第158条第1項で決められております。

その中で、会計管理者は、出納その他会計事務について独立した権限を有しておりまして、会計室は会計管理者の事務を補助する組織であることから、町長の権限に属する事務を分掌させるために設けた内部組織と位置付けることは適当ではありません。そういうことから、甲良町においては、課設置条例では、会計室は町長の権限に属する内部組織として位置付けられておりますので、よって課設置条例から会計室を削除する改正であります。

甲良町課設置条例の一部を次のように改正する。

第1条中「室、センター、所」を「センター」に改める。

第2条中「会計室」を削る。

第3条中、会計室(1)現金の出納保管及び小切手の振出しに関する事、(2)支出負担行為の確認に関する事、(3)決算に関する事、を削る。

附則。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。起立全員です。

よって、議案第1号は可決されました。

次に、日程第5 議案第2号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第2号 権利の放棄及び和解につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年2月9日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、議案書裏面をお願いいたします。

議案第2号から第4号につきましては、個人の非常に繊細な情報でございますので、何とぞ取扱いについてはご注意をお願いいたします。

それでは、ご説明させていただきます。

権利の放棄及び和解につき、議決を求めることについて。貸金等返還請求事件でございます。

次のとおり権利を放棄するとともに、これに伴う和解をするため、地方自治法第96条第1項第10号及び第12号により、議会の議決を求めるものでございます。

1、放棄する権利及び和解の概要でございます。

放棄する権利及び和解の内容につきましては、大津地方裁判所彦根支部令和3年(ワ)第28号貸金等返還請求事件で請求した金額のうち、遅延損害金の一部について権利を放棄し、別紙のとおり相手方と和解するものでございます。

2、放棄する権利の金額。平成24年4月21日から支払済みまで年10.95%の割合による遅延損害金245万4,438円から、別紙和解条項案のうち3項(1)の55万円を差し引いた190万4,438円でございます。

和解相手方の住所及び氏名でございます。住所、滋賀県犬上郡甲良町〇〇。氏名、〇〇。また、住所、滋賀県犬上郡甲良町〇〇。〇〇。また、滋賀県彦根市〇〇。〇〇。

裁判所につきましては、大津地方裁判所彦根支部でございます。

事件名につきましては、裏面をお願いいたします。令和3年(ワ)第28号貸金等返還請求事件でございます。

放棄及び和解の理由につきましては、本事件について、この和解により原告と被告との間の紛争が早期に解決することを勘案し、遅延損害金の一部に

ついて権利を放棄し、和解しようとするものでございます。

裁判所より示されました和解条項案のものについては、次のページからになっております。

かいつまみまして、3項(1)号55万円令和4年マル月マル日限りという記載をされているものにつきましては、議会の議決をいただきましてから、裁判所にて和解日が決定されて記載をさせていただくものでございます。

どうかよろしくお願いいたします。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 これについても、同和対策事業の以前から言っていますけれども、自立促進をしていく新築資金の貸付金です。その点では、町が代払いをしているという状況がございます。幸いにも、和解条項は元金をけこむ、いわゆる確保される、できるというようにはなりましたけれども、約款の利息が徴収できない。つまり、約款を守ったところは履行ができないという状況も発生をしてくるわけです。そういう点では、長年放置をしてきたためにこうなっていますし、それから債務者が大変多岐にわたる、広がってくるわけで、その点での検証をぜひ町としてはどうだったのかというのを、やはり町民に明らかにする議会で明らかにするということが必要だと思っておりますので、改めて指摘をしておきたいと思っております。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。起立全員です。

よって、議案第2号は可決されました。

次に、日程第6 議案第3号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第3号 訴えの提起につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年2月9日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、議案書1ページの方をお願いいたします。

訴えの提起につき、議決を求めることについて。貸金等返還請求事件でございます。

貸金等返還について、次のとおり訴えの提起につき、地方自治法第96条第1項第12号により、議会の議決を求めるものでございます。

被告となるべき者の住所、氏名につきましては、こちらの記載の犬上郡甲良町〇〇、被告、〇〇。滋賀県犬上郡甲良町〇〇、〇〇、被告。滋賀県犬上郡甲良町〇〇、〇〇。滋賀県犬上郡甲良町〇〇、被告、〇〇でございます。

請求の趣旨につきましては、被告〇〇は、原告に対し、181万2,843円及び内金180万9,729円に対する平成9年7月22日から支払済みまでの年10.95%の割合による金員を被告〇〇及び被告〇〇と連帯して支払ってという内容でございます。

また、2、被告〇〇は、原告に対し、181万2,843円及び内金180万9,729円に対する平成9年7月22日から支払済みまで年10.95%の割合による金員を被告〇〇及び被告〇〇と連帯して支払う内容でございます。

また、3番目、被告〇〇及び被告〇〇は、原告に対して、連帯して、金543万8,530円及び内金542万9,189円に対する平成9年7月22日から支払済みまで年10.95%の割合による金員を支払う内容でございます。

また、訴訟費用については、被告らの負担とするものとの判決並びに仮執行の宣言を求めるものでございます。

請求の趣旨につきましては、訴えは、主たる債務者の各相続人及び連帯保証人に対して請求するものでございます。

また、上記訴えに対しては、主たる債務者の各相続人が貸金等に係る返還金等の支払いを滞納していることから、主たる債務者の各相続人に対して滞納返還金、滞納利息金及び遅延損害金の支払いを、各連帯保証人に対して連帯保証債務の履行等を求めるものでございます。

4、訴訟遂行の方針及び授權事項につきまして、必要に応じて次に掲げる法律上の行為を行うものとするものでございます。

控訴又は上告。訴えの取下げ、変更又は和解。

管轄裁判所については、大津地方裁判所彦根支部でございます。

すみません、ちょっと個人情報を読ませてもらいましたが、先ほども申し上げたとおり、取扱いの方、すみません、ご配慮よろしく願いいたします。

以上です。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 2点、お尋ねします。

1つは、この事案についても、やはりこういうように40年近くですね。これ35年超えると思いますけれども、放置がされてきました。その点では、債務者が大変高齢になること、ないしは死亡されて相続人に移る。それから、連帯保証人についても、相続人に行くという点で、大変大きいです。これは、3号、4号にも関わる質問ですけれども、その総括をぜひする必要があります。町長なりの見解を求めておきたいと思います。それが1つです。

もう一つは、裁判の経過を経ずに解決できる、全協でも提案、意見を言わせていただきましたが、そのチームづくりをつくる必要があります。庁舎内に任意に規則などを定めるのか、それとも条例で定めるのか、それは検討が要りますけれども、そういう対策チームがやはり要ります。担当課だけではやはり判断ができづらいというように思いますので、弁護士を通じずに町民との対話をして解決に向かうというチームの設置をぜひ求めておきたいと思いますが、2点、回答をお願いします。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 もう約定というか償還期限を過ぎた案件の債権回収でございます。失礼しました。償還期限が過ぎた債権回収でございます。長年、行政としての回収業務、なお数十年たった今、こういう状況で解消せざるを得ないという状況については、非常に申し訳なく思うところでありますし、それから債務者が死亡されて、連帯保証人、そして相続人という多岐にわたる対象者を相手取ったことについても、非常に申し訳なく思っているところでございます。

今後、残された件数がだんだん少なくなっておりますので、どう終結するかについての全協でのご意見も、参考にさせていただき、調停という話と、それから対策チームというご提言をいただいておりますので、あとの案件を見ながら、担当課とも十分協議をして、今後の見通しをつけていきたいというふうに思います。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

建部議員。

○建部議員 この件につきましては、早期の和解を求めて賛成といたします。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。起立全員です。

よって、議案第3号は可決されました。

次に、日程第7 議案第4号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第4号 訴えの提起につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年2月9日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

訴えの提起について、議決を求めることについて。貸金等返還請求事件でございませぬ。

貸金等返還について、次のとおり訴えの提起につき、地方自治法第96条第1項第12号により、議会の議決を求めるものでございませぬ。

1、被告となるべき者の住所、氏名につきましては、滋賀県犬上郡甲良町○○、被告、○○。滋賀県犬上郡甲良町○○、被告、○○。滋賀県野洲市○○、被告、○○。滋賀県犬上郡甲良町○○、被告、○○。滋賀県犬上郡甲良町○○、被告、○○。滋賀県彦根市○○、被告、○○。滋賀県彦根市○○、被告、○○。滋賀県愛知郡愛荘町○○、被告、○○。滋賀県東近江市○○、被告、○○でございませぬ。

次のページをお願いしませぬ。

ここから、名字のみで朗読させていただきます。

(1) 被告○○は、原告に対し、金125万5,006円及び内金125万2,927円に対する昭和63年3月23日から支払済みまで年10.95%の割合による金員を、被告○○及び被告○○とは連帯して、被

告〇〇及び〇〇とは金41万8,335円及び内金41万7,642円に対する昭和63年3月23日から支払済みまで年10.95%の割合による金員の限度で連帯して、被告〇〇及び被告〇〇とは金20万9,167円及び内金20万8,821円に対する昭和63年3月23日から支払済みまで年10.95%の割合による金員の限度で連帯して支払う内容でございます。

(2) 被告〇〇は、原告に対し、金62万7,503円及び内金62万6,463円に対する昭和63年3月23日から支払済みまで年10.95%の割合による金員を、被告〇〇及び被告〇〇とは連帯して、被告〇〇及び〇〇とは金41万8,335円及び内金41万7,642円に対する昭和63年3月23日から支払済みまで年10.95%の割合による金員の限度で連帯して、被告〇〇及び被告〇〇とは金20万9,167円及び内金20万8,821円に対する昭和63年3月23日から支払済みまで年10.95%の割合による金員の限度で連帯して支払っていただくものです。

(3) 番目、被告は、原告に対し、金62万7,503円及び内金62万6,463円に対する昭和63年3月23日から支払済みまで年10.95%の割合による金員を、被告及び被告とは連帯して、被告とは金41万8,335円及び内金41万7,642円に対する昭和63年3月23日から支払済みまで年10.95%の割合による金員の限度で連帯して、被告及び被告とは金20万9,167円及び内金20万8,821円に対する昭和63年3月23日から支払済みまで年10.95%の割合による金員の限度で連帯して支払いをお願いするものです。

(4) 被告は、原告に対し、金251万13円及び内金250万5,854円に対する昭和63年3月23日から支払済みまで年10.95%の割合による金員を、被告及び被告とは金125万5,006円及び内金125万2,927円に対する昭和63年3月23日から支払済みまで年10.95%の割合による金員の範囲で連帯して、被告及び被告とは金62万7,503円及び内金62万6,463円に対する昭和63年3月23日から支払済みまで年10.95%の割合による金員の限度で連帯して、被告は金41万8,335円及び内金41万7,642円に対する昭和63年3月23日から支払済みまで10.95%の割合による金員の限度で連帯して被告及び被告とは金20万9,167円及び内金20万8,821円に対する昭和63年3月23日から支払済みまで年10.95%の割合による金員の限度で連帯して支払え。

(5) 被告は、原告に対し、金125万5,006円及び内金125万2,927円に対する昭和63年3月23日から支払済みまで

年10.95%の割合による金員を、被告及び被告とは連帯して、被告及び被告とは金62万7,503円及び内金62万6,463円に対する昭和63年3月23日から支払済みまで年10.95%の割合に対する金員の限度で連帯して支払え。

(6) 被告は、原告に対し、金41万8,335円及び内金41万7,642円に対する昭和63年3月23日から支払済みまで年10.95%の割合による金員を、被告と連帯して支払え。

(7) 被告は、原告に対し、金41万8,335円及び内金41万7,642円に対する昭和63年3月23日から支払済みまで年10.95%の割合による金員を、被告と連帯して支払え。

(8) 被告は、原告に対し、金20万9,167円及び内金20万8,821円に対する昭和63年3月23日から支払済みまで年10.95%の割合による金員を、被告と連帯して支払え。

(9) 被告は、原告に対し、金20万9,167円及び内金20万8,821円に対する昭和63年3月23日から支払済みまで年10.95%の割合による金員を、被告と連帯して支払え。

(10) 訴訟費用については、被告らの負担とする。

との判決並びに仮執行を求めるものでございます。

3、請求の趣旨につきましては、(1) 訴えは、主たる債務者の各相続人及び連帯保証人及び連帯保証人の各相続人に対して請求をするものでございます。(2) 上記の訴えは、主たる債務者の各相続人が貸金等に係る返還金等の支払いを滞納していることから、主たる債務者の各相続人に対して滞納返還金、滞納利息金及び遅延損害金の支払いを、連帯保証人及び連帯保証人の各相続人に対して連帯保証債務の履行を求めるものである。

3、訴訟遂行の方針及び授權事項につきましては、必要に応じ、次に掲げる法律上の行為をするものとする。

(1) 控訴又は上告。(2) 訴えの取下げ、変更又は和解。

4、管轄裁判所につきましては、大津地方裁判所彦根支部でございます。どうかよろしく願いいたします。

また、個人名につきましては、自分の方は声で読ませていただきましたけれども、申し訳ございません。よろしく願いいたします。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 先ほどの3号議案と同じように、2つのこと、訴えを提起することになってしまったことについての総括と検証ですね。

それから、もう一つは、裁判を通じずに解決していく、和解をしていくチー

ムの設置を改めて求めておきたいですが、回答は結構です。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

建部議員。

○建部議員 これも訴訟遂行の方針に基づきまして、早期の和解を求めて賛成といたします。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。起立全員です。

よって、議案第4号は可決されました。

次に、日程第8 議案第5号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第5号 令和3年度甲良町一般会計補正予算(第7号)。

上記の議案を提出する。

令和4年2月9日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第5号 令和3年度甲良町一般会計補正予算(第7号)を説明します。補正予算書の裏面をお願いいたします。

歳入歳出それぞれ9,956万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億2,735万5,000円とするものであります。

債務負担行為の追加については、第2表で説明いたします。

地方債の変更は、第3表で説明いたします。

次のページをお願いいたします。第1表で、歳入歳出予算補正であります。

歳入の部であります。14款国庫支出金で、補正額が9,665万2,000円。18款繰入金で、補正額が18万3,000円の減額。21款町債で、310万円の増額です。歳入合計が、補正額が9,956万9,000円

であります。

次のページをお願いします。次、歳出の部です。3款民生費で、補正額が1億265万2,000円。6款農林水産業費で、319万2,000円。7款商工費で、1,200万円の減額。9款消防費で、197万5,000円。12款公債費で、375万円で、歳出合計は歳入合計と同額であります。

次に、第2表です。債務負担行為の補正であります。追加であります。保健衛生推進業務委託。期間が令和3年度から4年度までで、限度額を83万5,000円に設定するものであります。

次のページをお願いします。第3表です。地方債補正で、追加で、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債で、限度額を310万円にするものであります。

以上であります。よろしくをお願いします。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。起立全員です。

よって、議案第5号は可決されました。

次に、日程第9 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配布している文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

お諮りします。

ただいま、議決されました第2号、第3号、第4号について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

次、私、このたび議長の職を辞したく、辞職願を副議長に提出しましたので、ここで議事の都合により、副議長と交代します。

(議長交代)

○山田充副議長 それでは、議事を進行します。

議長の山田裕康議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田充副議長 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加することに決定しました。

追加日程第1 日程第1 議長の辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、山田裕康議長の退場を求めます。

(山田裕康議長退場)

○山田充副議長 辞職願を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 辞職願。

私こと、このたび一身上の事情により、議長の職を辞したいので、許可賜りますようお願いいたします。

令和4年2月9日。

甲良町議会副議長山田充様。

甲良町議会議長山田裕康。

○山田充副議長 お諮りします。

山田裕康議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田充副議長 異議なしと認めます。

よって、山田裕康議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

山田裕康議員の入場を許可します。

(山田裕康議員入場)

○山田充副議長 議長の辞職が許可されたことにより、ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

改めて配布した追加日程のとおり、日程を追加して直ちに議題とすること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田充副議長 異議なしと認めます。

よって、追加日程のとおり、日程を追加して直ちに議題とすることと決定します。

追加日程第2 日程第1 議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田充副議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、投票によることに決定しました。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○山田充副議長 ただいま出席議員は11人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条2項の規定により、立会人に1番小森議員、2番岡田議員、4番野瀬議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

○山田充副議長 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田充副議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○山田充副議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げるので、順次投票を願います。局長。

(点呼)

(投票)

○山田充副議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田充副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小森議員、岡田議員、野瀬議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○山田充副議長 選挙の結果を報告します。

投票総数は11票。有効投票11票。無効投票ゼロです。

有効投票のうち、宮寄議員10票、阪東議員1票。

以上のとおりでした。

この選挙の法定票の数は3票です。

したがって、宮寄議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○山田充副議長 ただいま議長に当選されました宮寄議員が議場におられますので、会議規則第33条2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長に当選されました宮寄議員の挨拶があります。

宮寄議員。

○宮寄議長 議長就任にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

このたび、議員の皆様方のご推挙によりまして、甲良町議会議長の要職に就かせていただくことになりました。

もとより未熟で、浅学菲才の私にかかる機会を与えていただきましたことは、誠に身に余る光栄でございまして、心より感謝申し上げる次第でございます。

また、前任の山田裕康議長におかれましては、今日まで甲良町議会の威信を保ち、職務を全うしていただき、心より労をねぎらいたいと思います。大変お疲れさまでした。

さて、皆様ご存じのように、地方自治体では二元代表制を取っており、その特徴は町長と議会が共に町民の代表であるところにあります。共に町民を代表する町長と議会が互いに緊張感を保ちながら、議会が町長と対等の機関として甲良町行政の基本的な方針を決定し、またその執行を監視するなど、積極的な政策提案を通して、政策を形成していくことで、二元代表制の本来の在り方であると考えております。

昨今のコロナ禍による未曾有の状況下におきまして、今後の感染防止と社会活動を両立していくことが喫緊の課題であることは言うまでもありませんが、子育て、教育施策の充実、企業誘致など、総合的な人口減少対策に取り組まなければなりません。その上で、地域住民が安全で安心な生活ができるよう、行政に対しその選択に誤りのないよう、慎重審議を期し、不偏不党、公平無私の議会運営に努めてまいりたいと存じております。

何とぞ皆様方のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○山田充副議長 それでは議長と交代します。

宮寄議長、議長席にお願いします。

(議長交代)

○宮寄議長 それでは、追加日程第2 日程第2 議長の選挙に伴い、議席の変更が生じました。

会議規則第4条第3項の規定により、本職において議席の一部を変更します。その議席番号及び氏名を事務局長に報告させます。

局長。

○橋本事務局長 それでは、議席の変更の報告をいたします。

1 1番山田裕康議員を4番に、4番野瀬議員を5番に、5番阪東議員を6番に、6番宮寄議長を11番に変更になります。

○宮寄議長 それでは、場所の交代をお願いします。

しばらく休憩します。

(午後 0時06分 休憩)

(午後 0時08分 再開)

○宮寄議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

副議長の山田充議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

改めて配布しましたとおり、副議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮寄議長 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加することに決定しました。

追加日程第3 日程第1 副議長の辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、山田充副議長の退場を求めます。

(山田充副議長退場)

○宮寄議長 それでは、辞職願を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 辞職願。

私こと、このたび一身上の事情により、副議長の職を辞したいので、許可賜りますようお願いいたします。

令和4年2月9日。

甲良町議会議長様。

甲良町議会副議長山田充。

○宮崎議長 お諮りします。

山田充議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮崎議長 異議なしと認めます。

よって、山田充議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

山田充議員の入場を許可します。

(山田充議員入場)

○宮崎議長 副議長の辞職が許可されたことにより、ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

改めて配布しました追加日程のとおり、日程を追加して直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮崎議長 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第4 日程第1 副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮崎議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、投票によることに決定しました。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○宮崎議長 ただいまの出席議員は11人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番小森議員、2番岡田議員、5番野瀬議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

○宮崎議長 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○宮崎議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いします。
局長。

(点呼)

(投票)

○宮崎議長 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小森議員、岡田議員、野瀬議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○宮崎議長 選挙の結果を報告します。

投票総数 11 票。有効投票 11 票。無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、丸山議員 11 票。

以上のとおりでした。

この選挙の法定得票数は 3 票です。

したがって、丸山議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○宮崎議長 ただいま副議長に当選されました丸山議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました丸山議員の挨拶があります。

丸山議員。

○丸山副議長 まず初めに、議員の皆様方には、副議長という職を与えていただいたこと、本当にありがとうございます。

先ほども言いましたとおり、議員の皆さんの声を聞きながら、行政の職員の皆さんの声を聞きながら、議会運営を進めていきたいと思っております。

また、気軽に声をかけていただき、議員の皆様はじめ、何度も言いますが、職員の皆さんも思いがあれば、また私に一言声をかけていただければいいんじゃないかなと思っておりますので、そんな方向でスムーズにいける議会運営を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

本日は本当にありがとうございました。

○宮崎議長 ここでしばらく休憩します。

(午後 0時22分 休憩)

(午後 0時32分 再開)

○宮崎議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

改めて配布しました追加日程のとおり、日程を追加して、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮崎議長 異議なしと認めます。

よって、追加日程のとおり、日程を追加して、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第5 日程第1 常任委員会委員の選任についてを議題とします。
お諮りします。

本件については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配布しました一覧表のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮崎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

ここで、各常任委員会におかれましては、次の休憩中に委員会を開催されて、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

議事の都合により、しばらく休憩します。

(午後 0時34分 休憩)

(午後 0時49分 再開)

○宮崎議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先の休憩中に、各常任委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われました。

その結果、予算決算常任委員会委員長に山田裕康議員、副委員長に木村議員が、総務民生常任委員長に建部議員、副委員長に西澤議員が、産業建設文教常任委員長に岡田議員、副委員長に小森議員が、それぞれ互選されましたので、報告します。

ここで、議事の都合により、副議長と交代します。

(議長交代)

○丸山副議長 それでは、議事を進行します。

改めて配布しました追加日程のとおり、日程を追加して、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山副議長 異議なしと認めます。

議会改革調査・検討特別委員会委員の辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、宮寄議長の退場を求めます。

(宮寄議長退場)

○丸山副議長 辞任願を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 辞任願。

私こと、このたび一身上の事情により、議会改革調査・検討特別委員会委員を辞したいので、許可賜りますようお願いいたします。

令和4年2月9日。

甲良町議会副議長様。

甲良町議会議長宮寄光一。

○丸山副議長 お諮りします。

追加日程第6 日程第1 宮寄議長から提出されました議会改革調査・検討特別委員会委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山副議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

宮寄議長の入場を許可します。

(宮寄議長入場)

○丸山副議長 ただいまの議案については、辞任を許可することに決定しました。

それでは、ここでまた議長と交代します。

議長。

(議長交代)

○宮寄議長 追加日程第7 日程第1 議会改革調査・検討特別委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

ただいま、議会改革調査・検討特別委員会委員に1名の欠員が生じました。

お諮りします。

議会改革調査・検討特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、本職において山田裕康議員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮寄議長 異議なしと認めます。

よって、議会改革調査・検討特別委員会委員に山田裕康議員を選任するこ

とに決定しました。

それでは、1つ訂正がございます。

皆様に配布してある、先ほどの議会広報特別委員会の、「議会広報」じゃなくて、「議会改革」です。議会改革検討特別委員会の選任について。「広報」となっていると思うんですけど、そこは議会「改革」です。の訂正でお願いいたします。

それでは、改めて配布しました追加日程のとおり、日程を追加して、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮崎議長 異議なしと認めます。

よって、追加日程のとおり、日程を追加して、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第8 日程第1 議会広報特別委員会委員の辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、山田充議員の退場を求めます。

(山田充議員退場)

○宮崎議長 辞任願を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 辞任願。

私こと、このたび一身上の事情により、議会広報特別委員会委員を辞したいので、許可賜りますようお願いいたします。

令和4年2月9日。

甲良町議会議長様。

甲良町議会議員山田充。

○宮崎議長 お諮りします。

追加日程第8 日程第1 山田充議員から提出された議会広報特別委員会委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮崎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

山田充議員の入場を許可します。

(山田充議員入場)

○宮崎議長 ただいまの議案については、辞任を許可することに決定しました。

追加日程第8 日程第2 議会広報特別委員会委員の辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、野瀬欣廣議員の退場を求めます。

(野瀬議員退場)

○宮崎議長 辞任願を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 辞任願。

私こと、このたび一身上の事情により、議会広報特別委員会委員を辞したので、許可賜りますようお願いいたします。

令和4年2月9日。

甲良町議会議長様。

甲良町議会議員野瀬欣廣。

○宮崎議長 お諮りします。

追加日程第8 日程第2 野瀬議員から提出された議会広報特別委員会委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮崎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

野瀬議員の入場を許可します。

(野瀬議員入場)

○宮崎議長 ただいまの議案については、辞任を許可することに決定しました。

追加日程第9 日程第1 議会広報特別委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

ただいま、議会広報特別委員会委員に2名の欠員が生じました。

お諮りします。

議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、本職において阪東議員及び山田裕康議員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮崎議長 異議がありませんので、議会広報特別委員会委員に阪東議員及び山田裕康議員を選任することに決定しました。

ここで、議会広報特別委員会におかれましては、次の休憩中に委員会を開催されまして、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選をお願いいたします。

議事の都合により、しばらく休憩します。

(午後 1時 7分 休憩)

(午後 1時12分 再開)

○宮崎議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先の休憩中に、議会広報特別委員会が開催され、委員長の互選が行われました。

その結果、議会広報特別委員会委員長に丸山議員が互選されましたので報告します。

追加日程第10 日程第1 議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

本件については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配布しました一覧表のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮崎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

ここで、議会運営委員会におかれましては、次の休憩中に委員会を開催されまして、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

議事の都合により、しばらく休憩します。

(午後 1時14分 休憩)

(午後 1時15分 再開)

○宮崎議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先の休憩中に、議会運営委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われました。

その結果、議会運営委員会委員長に丸山議員、副委員長に建部議員がそれぞれ互選されましたので報告します。

○宮崎議長 ここで、お諮りします。

本日の議事日程につきまして、お手元に配布したとおり、追加日程第11 日程第1を追加したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮崎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

町長から、追加議案の説明を求めます。

野瀬町長。

○野瀬町長 私の方から提案をさせていただきます。

木村修監査委員から、辞職願が町長宛てに提出をされました。これが認められたことから、議会選出監査委員に欠員が生じました。追加議案として、監査委員の選任につき同意を求めるものであります。

○宮崎議長 追加日程第11 日程第1 同意第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 同意第1号。甲良町監査委員の選任につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年2月9日。

甲良町長。

○宮崎議長 地方自治法第117条の規定により、阪東議員の退場を求めます。
(阪東議員退場)

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

野瀬町長。

○野瀬町長 それでは、甲良町監査委員の選任につきまして、同意を求めることについて、ご提案申し上げます。

下記の者を甲良町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条の規定によりまして、議会の同意をお願いするものであります。

住所、滋賀県犬上郡甲良町大字下之郷1424番地。氏名、阪東佐智男。生年月日昭和26年9月28日。

阪東佐智男氏につきましては、平成24年1月29日から議会議員として務められております。

その間、議長、副議長及び各委員会委員としてご活躍をいただいております。経験、識見とも、監査委員に適していることから、今回監査委員として同意を求めるものであります。よろしくお願いたします。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成討論を行います。

監査委員の選出におきまして、同意をすることについて、先ほど財政危機の宣言を行うという、甲良町の大変危機的な状況になっています。もちろん、監査委員はそれまでの大事な仕事であります。今般、そういう状況の中での監査委員の役割がますます重要になってきているというように思います。そういう点で、過去の支出、収入のところで、総合的なきちっとした判断と、それから点検ができる監査委員、監査の仕組みをぜひつくっていただきたいです。それから町そのものが手がけて始めた事業でも、中途半端になって、その事業目的が達成できないままにしている事案が幾つか見受けられます。そ

ういう点でも、無駄な支出、それから効率の悪い支出、そして目的のはっきりしない支出については、きっちりと監査をしていく、省いていく。こういう仕事をぜひとも監査委員の意見が提出されますので、そして臨時監査も可能ですので、そういう権限を大いに振るっていただいて、監査の役割を果たしていただくことを求めて、賛成討論とします。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。起立全員です。

よって、同意第1号は同意されました。

阪東議員の入場を許可します。

(阪東議員入場)

○宮崎議長 阪東議員に申し上げます。

ただいまの同意案件は同意されましたので報告します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○野瀬町長 本日、第1回臨時会を開会いたしました。全議員出席の下、長時間にわたりまして慎重審議をいただくとともに、行政提案の全ての案件につきまして承認・可決をいただき、ありがとうございました。

議会議員の役職改選が行われました。新議長は、二元代表制に基づく基本的な方向と政策決定の在り方について就任の挨拶を述べられました。

地方公共団体は、地方自治法第1条の2に、住民の福祉の増進を図ることを基本としております。行政といたしましても、財政逼迫、コロナ禍等、厳しい環境下ではありますが、行政の健全運営に向け、努力をしてまいり所存であります。

議員の皆様におかれましては、健康にご留意をいただき、議員活動にお励みいただきたいと存じます。本日はありがとうございました。議会閉会の挨拶とさせていただきます。

○宮崎議長 これをもって、令和4年第1回甲良町議会臨時会を閉会します。ご苦労さまでした。

(午後 1時27分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旧甲良町議会議長 山田裕康

新甲良町議会議長 宮寄光一

新甲良町議会副議長 丸山恵二

署名議員 岡田隆行

署名議員 山田 充